

## 積立式定期預金規定

### 1. (預入れの期限等)

(1) この預金はお客様の申出により次のいずれかの方式でお預りいたします。

① 確定日型

契約時に満期日を確定日として定め、個々の積立明細については、積立日から満期日の期間に応じ期日指定定期、自由金利型定期預金(M型)のいずれかでお預りいたします。

② エンドレス型

契約時に満期日を定めず個々の積立明細については、全て期日指定定期預金でお預りいたします。

(2) この預金は、通帳記載の満期日の3か月前までは自由に預入れができます。

(3) この預金の預入れは1回1,000円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

(4) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

### 2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

### 3. (利息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満…当金庫所定の「2年未満」の利率

B 2年以上……………当金庫所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当金庫所定の利率によって計算します。

③ 前①、②の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利息によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を「定期性預金共通規定」第3条第1項により満期日前に解約する場合および「定期性預金共通規定」第3条第5項の規定により解約する場合、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%

C 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%

D 1年6か月以上2年未満……2年以上利率×60%

E 2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70%

F 2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

A 6か月未満………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満…上記（1）②の適用利率×50%

C 1年以上3年未満…上記（1）②の適用利率×70%

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. （預金の解約、書替継続）

（1）この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

（2）この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

この他、「定期性預金共通規定」を参照ください。

以 上

2020年4月1日現在